

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 9 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- ・平成 30 年 10 月～ 相談窓口の設置について検討。
- ・平成 31 年 10 月～ 相談員の研修実施。
- ・平成 32 年 1 月～ 相談窓口の設置について社員への周知。

目標 2 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・平成 30 年 10 月～ 法に基づく諸制度の調査
- ・平成 31 年 1 月～ 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法を検討する。
- ・平成 31 年 4 月～ パンフレット配布、ポスター掲示等により周知を図る。
- ・平成 31 年 10 月～ 社員に再度周知を図る。
- ・平成 32 年 4 月～ 社員に再度周知を図る。